

(整理番号 2 4 1 2)

長野地方最低賃金審議会

特定最低賃金 (2 業種) 合同専門部会 議事録

令和 6 年 12 月 18 日 公開

開催日時 場所	令和 6 年 9 月 18 日 10 : 30 ~ 11 : 40 ホテル信濃路 2 階浅間			
出席状況	計 量 器 等	公益代表委員	出席 3 人	定数 3 人
		労働者代表委員	出席 3 人	定数 3 人
		使用者代表委員	出席 3 人	定数 3 人
	は ん 用 等	公益代表委員	出席 3 人	定数 3 人
		労働者代表委員	出席 2 人	定数 3 人
		使用者代表委員	出席 3 人	定数 3 人
主要議題	1 特定最低賃金専門部会運営規程について 2 特定最低賃金に関する諮問経緯について 3 最低賃金改定の推移ほか各種統計資料について 4 今後の審議の進め方について 5 その他			
議事録	<p>岡田賃金室長</p> <p>それでは、定刻となりましたので、長野地方最低賃金審議会令和 6 年度特定最低賃金 2 業種合同専門部会を開催いたします。</p> <p>本日は令和 6 年度第 1 回目の部会でありますので、部会長、部会長代理等が選出されるまでの間、事務局で進行させていただきます。まず定足数の確認でございます。各専門部会の委員総数は 9 名となっておりますところ、計量器等製造業専門部会委員が 9 名、はん用機械等製造業専門部会委員が 8 名の委員にご出席いただいております。最低賃金審議会令第 5 条第 2 項の規定により、各専門部会それぞれ 3 分の 2 以上の出席がありますので、いずれの専門部会も有効に成立していることをご報告申し上げます。また、本日の専門部会は公開により開催されており、2 名が傍聴にいられておりますことをご報告いたします。</p> <p>それでは、はじめに労働基準部長からご挨拶を申し上げます。</p> <p>福永労働基準部長</p>			

皆様、おはようございます。労働基準部長の福永でございます。一言、ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には、大変お忙しい中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。また、今般の特定最低賃金専門部会の委員をお引き受けいただきましたことに、事務局を代表いたしまして感謝申し上げます。ご案内のとおり、計量器等製造業、はん用機械器具等製造業の2業種の特定最低賃金につきましては、先月8月21日に開催されました長野地方最低賃金審議会におきまして、長野労働局長より改正決定の諮問をさせていただいたところでございます。これからご審議いただきます特定最低賃金の改正決定に係る審議は、労使のイニシアティブが求められるものであります。事務局といたしましても、円滑な審議運営となりますよう最大限努めてまいりますので、委員の皆様方におかれましては、引き続き日程調整などにつきまして、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。それでは、本日はよろしくお願いいいたします。

岡田賃金室長

続きまして、次第2の委員紹介ですが、資料No.1-1及び1-2の各専門部会委員名簿の配付をもって、ご紹介に代えさせていただきたいと存じます。

続きまして、次第3の各専門部会の部会長及び部会長代理の選出についてですが、最低賃金法第25条第4項において、同法第24条第2項の「公益を代表する委員のうちから委員が選挙する」を準用すると定められており、従来どおり、公益代表委員のご協議により決めていただくことでよろしいでしょうか。

<「異議なし」を確認>

岡田賃金室長

それでは公益代表委員の皆様でご協議をよろしくお願いいいたします。ご協議が整いましたら、ご発表をお願いいたします。

<公益委員協議>

昆委員

それでは、各専門部会の部会長及び部会長代理について発表いたします。

まず、計量器等製造業専門部会、部会長は沼尾委員、部会長代理は倉崎委員、次に、はん用機械器具等製造業専門部会、部会長は吉村委員、部会長代理は山本委員となりました。以上です。

岡田賃金室長

ありがとうございました。確認させていただきます。

計量器等製造業専門部会、部会長は沼尾委員、部会長代理は倉崎委員、はん用機械器具等製造業専門部会、部会長は吉村委員、部会長代理は山本委員とのことですが、よろしいでしょうか。

< 「異議なし」を確認 >

岡田賃金室長

各部会長が選任されましたが、本日は2業種の合同による専門部会であり、従来から合同開催の場合は、各部会長でご協議の上、部会長代表を決めていただき、議事を進行していただいております。今年度も従来どおりとさせていただきます。よろしいでしょうか。

< 「異議なし」を確認 >

岡田賃金室長

それでは各部会長でご協議をお願いいたします。
決まりましたらご発表をお願いします。

< 各部会長で協議 >

沼尾委員

協議の結果、私、沼尾が部会長代表になりました。よろしくをお願いいたします。

岡田賃金室長

ありがとうございます。それでは、これからの議事について、沼尾部会長代表をお願いいたします。

沼尾部会長代表

本日から特賃のご審議をお願いすることになります。決して、短くない、そして貴重なお時間をいただくことになりますが、よろしくをお願いいたします。

それでは、議事に入る前に、本日の議事録確認委員を指名します。労働者代表委員は櫻井委員、使用者代表委員は土井委員をお願いいたします。

沼尾部会長代表

それでは、次第に沿って議事を進めてまいります。

まず、議題1の特定最低賃金に関する諮問の経緯についてです。事務局で説明をお願いします。

岡田賃金室長

今年度の特定最低賃金専門部会につきましては、資料No.2の長野地方最低賃金審議会運営規程及び資料No.3-1及び3-2の特定最低賃金専門部会運営規程に基づき運営してまいりたいと存じますが、内容は、昨年度と同様であります。また、資料No.4の長野地方最低賃金審議会会議公開要綱及び審議会等の公開・非公開について(別紙)に基づき、本日の専門部会は、先ほどご説明したとおり公開としております。説明は以上でございます。

沼尾部会長代表

ただいま説明のありました審議会運営規程、特定最低賃金専門部会運営規程、会議公開要綱及び審議会等の公開・非公開について(別紙)について、ご質問、ご意見等はありませんでしょうか。

< 質問等なし >

それでは、これらの規程により本年度の専門部会を運営することとします。

沼尾部会長代表

次に議題2の特定最低賃金に関する諮問経緯についてです。
事務局で説明してください。

岡田賃金室長

特定最低賃金に関する諮問経緯につきましては、資料No.5で一連の関係書類をお示しさせていただいておりますので、ご覧いただきたいと思います。

まず、4枚目以降に添付しております特定最賃改正決定申出書のとおり、7月29日付けで3業種からの改正決定に関する申し出がありました。この申し出を受けて、資料No.5の1枚目のとおり、8月5日付けで長野労働局長から審議会会長へ特定最賃改正決定の必要性の有無について諮問させていただきました。この諮問に基づきまして、審議会でご審議をいただき、8月21日付けをもって審議会会長から長野労働局長あて、計量器等製造業及びはん用機械器具等製造業の2業種に係る特定最賃を改正決定する必要を認める旨の答申をいただきましたので、同日付けをもちまして、長野労働局長から審議会会長あて特定最賃改正について諮問させていただいたところであり、事務局からの説明は以上でございます。

沼尾部会長代表

ただいまの説明について、何かご質問はありますでしょうか。

< 質問等なし >

沼尾部会長代表

それでは、次に、議題3の最低賃金改定の推移ほか各種統計資料について、事務局で説明してください。

岡田賃金室長

各種統計資料につきましては、資料 No. 8 から 20 まで、本日時点における最新の経済状況等の資料を配付させていただいておりますので、ご確認ください。

まず、資料 No. 8 - 1 及び 8 - 2 は、特定最低賃金を含む長野県における最低賃金改定の推移でございまして、8 - 1 が発効年月日を入れたもの、8 - 2 がこれまでの引上額、未満率、影響率等を示した資料となっております。資料 No. 9 は、2 業種の特定最低賃金に係る長野県賃金実態調査結果報告書になりまして、9 - 1 が計量器等製造業、9 - 2 がはん用機械器具等製造業の調査結果となっております。それぞれの資料3ページから、今年度の調査に基づく未満率と影響率等が金額別に載っている表であります。資料 No.10 は、パートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金の全国版であり、この表の一番右の列が令和6年4月の最新の募集賃金の平均額となります。Bランクの長野県は、真ん中より少し下に記載されています。資料 No.11 は、長野県版の職業別求人募集（平均）賃金の一覧表であり、令和6年5月分の最新のデータであります。この表の上方「職業計」の欄に賃金上限と賃金下限の時間給が、記載されています。あとは職種別の金額が載っています。資料 No.12 は、令和6年春闘妥結状況の最終報、資料 No.13 は、毎月勤労統計の令和6年6月分、資料 No.14 は、日銀松本支店が9月5日付公表した長野県金融経済動向と主要金融経済統計、資料 No.15 は、最新の公表が7月であります日銀短観、資料 No.16 は、法人企業景気予測調査(令和6年9月12日)、資料 No.17 は、最近の長野県経済の動向(2024年9月)、資料 No.18 は、長野県鉱工業指数の2024年6月分速報、資料 No.19 は、長野市消費者物価指数2024年7月分確報値、資料 No.20 は、長野労働局発表の最近の雇用情勢令和6年7月分となります。

以上になりますが、今後の審議における資料にさせていただければと思います。事務局からの説明は以上でございます。

沼尾部会長代表

ただいまの資料説明について、ご質問、ご意見等ありますか。

櫻井委員

説明いただいた資料 No.11 の 1 ページ、職業別求人募集賃金一覧表について、黄色の帯がかかっている行があり、これは業種のジャンル分けということだと思いますが、例えば、02 研究・技術の職業について、その横に賃金上限、下限の時間給が記載されていますが、この黄色い帯のかかったところは、これ以降のジャンルの平均という捉え方でいいのでしょうか。

岡田賃金室長

それでは事務局で回答をさせていただきます。櫻井委員からのご指摘、ご説明のとおりと思いますが、この黄色で色付けされている行は、大分類のような意味合いで色がつけられており、以下の小分類の職種別の賃金が掲載されているものです。この黄色部分については、大分類全体の平均が記載されているものと思われま

櫻井委員

分かりました。ありがとうございます。

沼尾部会長代表

他にいかがでございますか。

< 質問等なし >

沼尾部会長代表

よろしいでしょうか。では、議題 4 の今後の審議の進め方についてお願いいたします。事務局で説明してください。

矢島賃金室長補佐

専門部会におけるこれからの審議の進め方について説明させていただきます。

まず、資料 6 として配付しております、7 月 16 日付の運営問題小委員会委員長報告(写)をご覧いただきたいと思

います。最低賃金審議会の審議に当たっての基本的事項につきましては、従来から運営問題小委員会報告に基づき審議していただいております。特定最低賃金につきましては、この報告の記の 2 にあります(1)から(4)により審議していただいております。特定最賃の発効につきましては、(1)のとおり、発効は、年内を原則とし、法定発効ないし指定日発効とするとされております。これは、審議状況に応じて発効日

に柔軟性を持たせたうえで、公労使による十分な審議をしていくということに重きを置きつつ、原則という言葉を用いることにより、一定の制限は設けることとされたものです。また、審議の回数につきましては、(3)のとおり、3回を目途に結審する、(4)には、結審は、全会一致に限り審議会令6条第5項を適用するとされ、各専門部会で、全会一致で決議された場合に限り、審議会令第6条第5項を適用し各専門部会の決議をもって審議会の決議とすることとされております。その上で今後の審議の日程につきまして、資料7をご覧ください。この資料は、事前にお伺いした各委員の都合を踏まえつつ、審議回数3回、予備1回で全会一致の結論が出た場合の日程案となっております。なお、各専門部会委員による日程調整におきまして、年内発効を目指す場合は、資料7に添付しております、令和6年度答申要旨の公示日別最短効力予定一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)の右端の発効の欄の日に応じて、例えば、2ページの一覧表上から3行目、12月18日水曜日を発効とする場合は、左の方に遡って見ていただき、表の左端の答申の欄の日、10月17日木曜日に答申をいただくことが必要となります。事務局からの説明は以上です。

沼尾部会長代表

ただいま、事務局案が示されました、今後の日程につきましては、専門部会ごとに事務局案を中心に検討をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

<「異議なし」を確認>

沼尾部会長代表

それでは、今後の日程につきましては、それぞれの専門部会に分かれていただいて、事務局案を中心にご検討をいただきます。

2つの専門部会を兼任されている委員がいらっしゃいますので、まずは、計量器等製造業専門部会の日程について、会場後方にお集まりいただき、ご検討をお願いします。はん用機械等製造業専門部会委員の方は、少しお待ちください。それでは、お願いいたします。

<各専門部会で日程調整>

沼尾部会長代表

それでは2つの専門部会の日程調整が完了したようですので、事務局から日程の確認をお願いします。

荒河賃金指導官

それでは事務局から日程と会場の確認をさせていただきます。

まず、計量器等製造業専門部会は、第2回が9月30日月曜日の15時から、会場は長野労働局1階会議室、第3回が10月15日火曜日の10時から、会場は長野労働局1階会議室、予備日が10月16日水曜日の10時から、会場は長野労働局2階会議室となります。次に、はん用機械器具等製造業専門部会は、第2回が9月24日火曜日の10時から、会場は長野労働局2階会議室、第3回が10月11日金曜日の10時から、会場は長野労働局2階会議室、予備日が10月11日金曜日の15時から、会場は長野労働局2階会議室となります。

以上となりますが、よろしいでしょうか。

< 意見等なし >

それでは、日程表を作成いたしまして、開催案内通知と合わせて事務局から郵送させていただきたいと思います。なお、日によって会場が異なっておりますので、ご留意いただきますようお願いいたします。当日は、庁舎玄関の案内ボードに案内を掲示させていただきたいと思います。事務局からは、以上です。

井出委員

申し訳ありません。はん用機等製造業専門部会の日程について、再度確認をお願いします。

荒河賃金指導官

はい。それでは、もう一度申し上げます。はん用機械器具等製造業専門部会については、第2回が9月24日火曜日10時から、第3回が10月11日金曜日10時から、予備日が同日の10月11日金曜日15時から、会場はいずれも長野労働局2階会議室となります。以上です。

沼尾部会長代表

最後に、議題5のその他ですが、事務局から何かありますか。

岡田賃金室長

事務局からは、特にありません。

沼尾部会長代表

労働者代表委員からは、いかがでしょうか。

山口委員

労働者代表委員の山口でございます。本年もどうぞよろしく願いいたします。

す。特に、特定最低賃金については、労使のイニシアティブということで承知をしているというところですが、ここしばらくは、結果的に、どちらかの業種の答申が出れば、後から決まる業種の引き上げ額はそちらに引っ張られてしまうような形になっている状況にあります。資料 12 にあるように、はん用機械と計量器、それぞれ業種、業態によって業績等が違うので、これらのデータもしっかり確認をさせていただきながら、引き上げ額が同じ金額ということを否定するわけではないですが、しっかりとそういったデータを重視させてもらいながら、せっかく時間を使って議論をするわけですので、それぞれの労使、それからそれぞれの業種・業態のイニシアティブで、審議が進みますことを望んでおりますし、それに心がけてまいりたいと思いますので、よろしくお願いをします。以上です。

沼尾部会長代表

使用者代表委員からは、いかがでしょうか。

井出委員

今年もお世話になりますが、よろしくお願ひします。いずれにしましても、現状をしっかりと捉えまして、日々環境も変わっております。円高傾向や原材料費、エネルギー価格も高騰しているままでございます。価格転嫁も難しいという中で、改善がなかなか進まないというような状況もあります。そういった点も十分に踏まえながら、慎重審議を行ってまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひします。以上でございます。

沼尾部会長代表

ありがとうございました。次回の専門部会から、それぞれの特定最低賃金に関する金額審議に入りますので、労使ともに改正に向けた基本的な考え方等を発表いただけますよう、準備をよろしくお願ひいたします。

それでは、今日はこれで閉会といたします。皆様、お疲れ様でございました。

閉会